

親介護保険

(団体総合生活補償保険 傷害補償 (MS&AD型) 特約 親介護一時金支払特約セット)

団体割引率
15%

従業員
ご本人

退職者
ご本人

配偶者

子ども

両親

兄弟
姉妹

ご本人の
同居の
親族

ご加入対象者

コーセーアルビオングループの役員・従業員ご本人またはその配偶者であり、特約被保険者(親)が、令和8年7月1日時点において満40才～89才の方に限ります。

本保険の特色

- 親が要介護状態(注)となり、その状態が90日を超えて継続した場合に親介護一時金が支払われます。
- 被保険者ご本人が事故によるケガのために死亡したとき、または所定の後遺障害状態になったときに傷害死亡・後遺障害保険金が支払われます。
- 介護に関する不安を軽減するサービスを提供します。
- ご加入にあたって医師の診査は不要です。親の健康状態を確認し、代理して告知を行うので別居の親でもお手続きしやすくなっています。

(注) 寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態を言います。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護区分「2」以上の状態を言います。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



補償内容

保険プラン

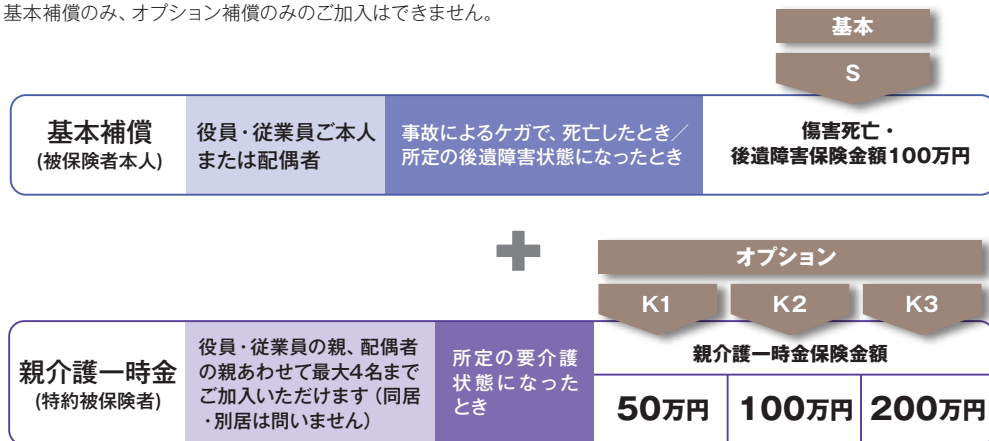
【重要なお知らせ】

次年度の募集から「傷害死亡・後遺障害保険【S】プラン(現行の基本補償)」が廃止となり、親介護一時金「K1」「K2」「K3」プラン(現行のオプション補償)のみ単独でご加入いただけるようになる予定です。

※2026年1月時点での情報です。今後変更になる可能性がありますので、2027年度募集の制度詳細については2027年度のパンフレットをご参照ください。

基本補償と親介護一時金はセットでご加入いただく保険です。

基本補償のみ、オプション補償のみのご加入はできません。



保険金額と保険料(月払)

傷害死亡・後遺障害保険金 被保険者1名あたりの月払保険料

基本名	S
被保険者年齢に関わらず一律	110円

- ・フランチャイズ期間※ 90日
- ・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット
- ・親介護一時金支払特約部分の保険金の受取りは特約被保険者(親)となります。
- ※フランチャイズ期間とは、所定の要介護状態が一定期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いしますが、その一定期間のことをいいます。
- (注) 親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- (注) 親2～4名がご加入される場合、それぞれの年齢別の保険料を加算します。同一オプション(同一保険金額)でのご加入となります。
- (注) 引受保険会社が親介護一時金をお支払いする場合は、保険期間満了までの保険期間の特約保険料金額を一括して払い込んでいただく必要があります。

親介護一時金 特約被保険者(親)1名あたりの月払保険料

オプション名		K1	K2	K3
特約被保険者(親)の満年齢	40～44才	10円	10円	20円
	45～49才	10円	20円	40円
	50～54才	20円	40円	80円
	55～59才	50円	90円	190円
	60～64才	110円	210円	420円
	65～69才	250円	500円	1,000円
	70～74才	570円	1,130円	2,260円
	75～79才	1,260円	2,510円	5,020円
	80～84才	3,180円	6,350円	12,710円
	85～89才	6,500円	12,990円	25,980円

【重要事項のご説明等】

・各QRコードよりお支払いする保険金および費用保険金のご説明・重要事項のご説明・健康状態告知についてのご案内・サービスのご案内をご確認ください。

・各QRコードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お支払いする保険金
および費用保険金
のご説明



GN25-300002

重要事項の
ご説明



GN24-300732

健康状態
告知について
のご案内



GN24-300793

サービスの
ご案内



GN25-300063